

マスクの着用は個人の判断が基本です

令和5年6月1日

国は、5月8日をもって、感染症法上の新型コロナウイルス感染症の位置づけを季節性インフルエンザと同様の5類感染症に引き下げました。

燕市では、これまでマスクの着用については個人の判断を基本としながら、状況に応じて市内各公共施設や一定の場所では、マスクの着用を推奨することを継続してきましたが、これからは、国の方針と同様に市内各公共施設でのマスクの着用は、個人の判断を基本とすることとさせていただきます。

市内各公共施設では、サーマルカメラや消毒剤等の設備は継続して設置いたしますので、体調管理にご活用ください。

マスクの着用は 個人の判断が基本です

ただし、以下の場面ではマスク着用を推奨

- 医療機関受診時
- 医療機関・高齢者施設等訪問時



混雑した
電車・バス乗車時



重症化リスクの高い方が
感染拡大時に混雑した場所に行く時



高齢者



基礎疾患を有する方



妊婦

医療機関・高齢者施設等
訪問時には

マスク着用や手指消毒等は
医療機関や施設の指示に従ってください



症状がある方、陽性となった方、同居家族が陽性の方は
外出を控え、やむを得ず外出する時は、人混みは避け、マスク着用を